

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

東京都新宿区

2 構造改革特別区域の名称

専門職育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

東京都新宿区全域

4 構造改革特別区域の特性

新宿区は、大学・専修学校等の多い文教地域であるとともに、業務商業系を中心とした企業が集積している。

さらに、新宿区は交通アクセスの良さに加えて、多様な人材・産業・情報の集積、豊富なオフィスなど、事業を行うには卓越した優位性をもっており、未来をリードする新産業を創出することが可能な地域である。

一方、経済を取り巻く状況は、グローバル化、規制緩和、産業の空洞化、技術革新など、大きな構造的変化の中にあり、職業人に求められる能力も高度化してきている。

新宿区は、区内の産業政策において「企業経営の改革による既存産業の強化と新産業の創出」を目指しており、実社会で即戦力となる専門性の高い人材の育成が求められている。

このような現状の中で、専門職育成特区として、株式会社による大学を誘致することにより、学校教育の場に専門性を重視した職業訓練を取り入れ、最先端の知識と技術をもった人材を育成できる。また、近年若年層の就職が困難な状況にあり、実社会と連携をとった教育を行う株式会社による学校と地元企業が十分に連携することにより、地元企業への就業に結びつけることも可能である。

新宿区が目指す21世紀の柱となるべき産業を創造するために、さらには既存産業の改革をして活力に満ちた産業を再構成するためにも、次世代産業活動を担う優れた「人材」を輩出する教育改革が必要であり、専門性を重視した教育は十分に役割を果たすと期待できる。

5 構造改革特別区域計画の意義

特区における株式会社学校設置を実施することで、学校教育の場に職業訓練を取り入れる改革の先陣をきることが可能となる。いわゆるダブルスクールの実態は、現下の厳しい経済情勢のもとでは、家計に相当の負担をかけていることが予想され、地域の個人消費を冷え込ませる一因になっている。さらに、近年深刻化する若年者の就職問題に関し、地域経済を担う有望な人材を育成することは急務である。

このような状況のもと、即戦力となる人材を地域に輩出することにより、新しいビジネスの立ち上げや既存産業の再構築に繋がるとともに、地域産業の活性化が期待できる。

また、新宿区は日本をリードする企業の集積や国際的にも開かれた地域であり、この新宿区で専門性の高い人材教育を行うことの意義は大きいと考える。

さらに、若年者の流入が高い新宿区において、若年者が有為の人材として社会貢献できるチャンスを創ることは、少子高齢社会の活性化に不可欠である。

この度、大学設置を行う予定の株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供しており、同社の設置する大学は、専門性と共に幅広い教養を兼ね備えた人材を育成する教育・研究体制を充実させている。このような専門人材育成の実績がある株式会社こそが、高等教育を行う大学と就職・転職に役立つキャリア教育を求める新宿区の地域社会を有機的に結びつけ、実効あるキャリア教育を開発し、即戦力の専門人材を育成することができる。

また、同社が大学を設置することにより、産学連携の強化及び地域産業の活性化を図ることができる。本区は数多くの大学、民間企業等が集積している地域である。このような地域で新たな教育産業が創出されることにより、高度なキャリア教育を受けた専門人材が地元企業に即戦力として就業する。さらに、高度な能力を持つ学内の研究者や教授陣が、地元企業や地域産業界と交流し、地域におけるアドバイザーやコーディネーターといった牽引的な役割を果たすことが期待できる。

これらを踏まえ、本計画では、教育分野における産学官の協調という考え方のもと、当区内の大学間における連携強化の一助となり、当区における学術水準を高めることが可能となる。区内に株式会社立大学が設置され、区と企業との連携を行うことによって、経済団体・企業を対象とした実務能力向

上セミナー（IT・語学・管理職研修など）をはじめとする産学官連携促進事業への参画、区内の各大学等との協力のもとでのビジネス支援講座の開催が可能となる。また、従来の学校法人設置による大学よりも種類に富んだ講義形式を提供し、講義を受講するための時間も、学生各人の都合に応じて設定できるなど、株式会社立大学は、学生のみならず社会人に対しても勉学の場を提供する役割を果たし、生涯学習の拠点となりうる。そして実務専門教育を行うことで、経営、IT、会計、法律、福祉、人事労務等サービス業を中心とした産業の経営に必要な知識を身に付けた人材の育成が可能となる。その結果、産業の生産性が向上し、既存産業が強化される。さらには実務専門教育によって経営ノウハウを身に付けた起業家によって、新規産業が創出されることも期待される。

以上のように、当特区の実現により、新しい分野での産業を牽引する人材を育成するとともに新宿区の持つポテンシャルが最大限に引き出される。このことが、地域ばかりでなく日本国内産業ならびに経済の活性化、雇用問題の解決を促進する役割を果たすと考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1)地域産業を担う人材の育成

前述のとおり、新宿区は商業・文化の中心地であり、多くの人々の活動と交流の場となっている。そして、産業の構造改革が求められている今、起業や経営に必要な知識及び活力をもった人材、そのような人材を育成する環境が必要とされている。しかし、従来の大学は、学生・社会人が要求する教育内容を提供できているとは必ずしも言えない。そのため、学生や社会人は各々が通う学校や会社とは別に、自身が求めているスキルを身につけるための学校に通っているという事態が生じている。そしてまたその一方で、若年者が卒業後の就労につながりにくい状況を招いている。

本計画の実施により、当地域におけるこれらの状況を改善し、高等教育機関同士が学生の視点に立って教育内容そのもので真摯に競い合うことで教育産業を活性化することができる。そして実務専門教育を行う株式会社立大学が設置されることによって、地域産業の経営を担う人材を育成することが可能となる。その結果、産業の生産性が向上し、既存産業が強化されるものと期待される。

(2)地域及び我が国全体の経済活性化

経済活動の基盤をなすのは、「人」である。そして、「人」を形作るのは、「教育」である。つまり、教育の活性化は、経済活動の活性化につながる。高等教育の活性化は、新宿区においてのみならず国家全体に関わる問題である。株式会社立大学を設置することによる、新宿での高等教育機関の成功事例は、全国の高等教育機関を刺激し、若年者就職問題の解決等に役立つとともに、我が国全体の経済活性化につながることを期待される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1)学校設置による経済効果

直接的な経済効果

株式会社による学校が設置されることにより、本区において新たに学生人数の増加が見込まれる。学生増加による直接の効果として、学校周辺の商圏の活性化や書籍・文具等の必要品の消費が増えることによる消費の増加が見込まれる。さらに学校設置に伴い、学校スタッフの増員が行われることにより雇用の創出にもつながる。

学校設置の初期には設備の増強等の需要が見込まれ、この結果として特別区域において工事による資金投下が見込まれる。具体的には大学設置により初年度に100名、翌年度200名、3年目300名、4年目400名の定員が見込まれる。学生1か月1名あたり食費、書籍、文具等により3万円の消費をなすと仮定するならば、初年度に月額360万円から順次増額していき4年目には月額1,320万円となり、年額に換算すると1億5,800万円の新たな消費が見込まれる。さらに学校スタッフとして4年間で概ね100名以上の追加雇用が見込まれ、地域における雇用の創出に貢献する。スタッフ1か月1名あたり食費、書籍、文具等により3万円の消費をなすと仮定するならば、月額300万円となり、年額に換算すると3,600万円の新たな消費が見込まれる。学生・スタッフが増えることによる周辺商圏における追加雇用も見込まれる。以上のとおり、学校設置により概ね1億9,400万円の需要増加、および毎年200名を超える卒業生の輩出、また、100名以上のスタッフの新規雇用の創出がなされると考えられる。単一の事業者の参画により、上記の結果を得る形になり、今後の事業者の拡大によっては、効果がさらに期待できる。

間接的な経済効果

基礎的な地方公共団体にふさわしい事務権能の拡充と財政自主権の確立を目指している本区としては、財源をいかに確保するかは重要な課題である。

今後、企業や大学等を多数抱える当区の地域特性を踏まえ、地方税源の移譲などについて求めていくところである。これら税源がいずれ適切に本区に移譲され、安定的・恒久的な財源確保の道が開かれることを念頭におけば、本構造改革特別区域の設置は、本区の歳入確保に役立つものとする。

(2)学校設置による社会的効果

本区において株式会社による学校が設置されることにより、高度人材教育を受けた卒業生達が輩出され、社会において就職する。株式会社による学校は、社会の求める即戦力人材供給を実現し、卒業生は就職した先の会社における労働生産性を高める。

また、株式会社による実務専門教育を学校が実施することは、社会において実務専門教育に対する認知度を高めることになる。我が国の産業構造は農林水産業・製造業といった第1次・第2次産業中心から、サービス産業である第3次産業中心にシフトしつつあるが、サービス産業の中でも知的財産サービス産業の発展は今後ますます期待される。株式会社による学校が行う実務専門教育は、法律・経済・IT等のサービス産業の成長に役立つことを教え、知的財産サービス業の発展に大きく寄与するものである。新宿区はサービス業を営む企業を多数抱えて、株式会社立大学で学んだ実務専門教育を実践として活用する場が数多くある。それ故、新宿区において株式会社による学校を設置することは、サービス業の成長に大きく寄与する実務専門教育の認知度を高め、そこで学ぶ人は区内に数多くあるサービス産業を実践の場として、実務専門知識を活用して企業の発展に大きく貢献することにつながる。

新宿区における株式会社の学校設置による産業育成及び産業活性化の成功事例は、他の自治体に対しても積極的な手本となり、ひいては我が国全体に波及していくものと考えられる。同時に知的財産サービス産業を国の重要な産業と位置付けることにつながっていくことになる。

(リーガルマインド大学設置による就職・起業・雇用創出見込み)

リーガルマインドが20余年にわたって輩出してきた各種資格試験の合格者数は、約2万名である。そのうち60%の約1万2000名が起業(独立開業)したものである。(日本弁護士連合会の調査によれば、弁護士の約85%が独立開業している。日本弁理士会の調査によれば、弁理士の約54%が独立開業している。日本税理士会連合会の調査によれば、税理士の約82%が独立開業している。これらの統計値から、少なくともリーガルマインド出身合格者の60%は独立開業していると考えられる。)

以上の実績から計算すると、2009年3月にリーガルマインド大学新宿キ

キャンパスを卒業する約 100 名の内、60%の 60 名程度が起業すると考えられる。また、中には事業を拡大し、新たに従業員を雇用する者も出現する。総務省統計局、個人企業営業状況調査（平成 13 年 3 月）によれば、個人企業（サービス業）の従業員数が平均約 2.3 人であることから計算すれば、1 期の卒業生だけで 78 名の雇用創出が期待できる。

また、大学の卒業生を専門職分野ごとに分けて考えると、法律系プログラム（法曹育成・司法書士・弁理士）と経済系プログラム（公認会計士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士、不動産鑑定士）に分けられる。その際、法律系プログラムの学生は全学生中 20%を占めると推測され、経済系プログラムは全学生中 20%を占めると推測される。

さらにリーガルマインド大学は、正規学生を大幅に上回る科目等履修生を受け入れる。リーガルマインド大学新宿キャンパスで年間約 1,500 名の科目等履修生を受け入れる予定であり、その 15%にあたる約 225 名が起業すると考えると（科目等履修生は、必ずしも 1 年で目標の資格が獲得できるとは限らない。正規の学生と同様、資格取得に 4 年かかるもと想定し、正規学生のパーセンテージの 4 分の 1 とした。）1 期で約 290 名の雇用を創出することができる。正規の学生による効果と合わせると、1 期で約 300 名が起業し、約 390 名の雇用を創出することが期待できる。これは、10 期で約 3000 名が起業し、約 3900 名の雇用を創出することを意味する。

8 特定事業の名称

- ・ 816 学校設置会社による学校設置事業（別紙 参照）
- ・ 801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（別紙 参照）
- ・ 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（別紙 参照）
- ・ 829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（別紙 参照）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地域経済活性化の促進

本区では、民間企業とのパートナーシップによる地域活性化を標榜しているが、職業能力開発に重点をおいた大学が設立されれば、大学が有する職業に関するノウハウや大学が輩出する高度専門職業人によるコミュニティビジネス支援、地域密着型企業の活性化を促す効果を期待することができる。さらに、地元企業と大学の間で学生の実務研修に関する提携を行えば、イン

ターンシップ等により、地元企業の発展を促すこととなり、地元企業が発展することにより基礎自治体の経済基盤拡充に大きく寄与する。

(2)新しいビジネスの創出

新宿区は、「産業都市『新宿』」の実現に向けて取り組んでいるところである。区立産業会館を中小企業支援の拠点として位置づけ、経営改革や新産業の創出、後継者や企業家育成などを行っている。本区に開校する実践教育に重点をおいた大学との連携により、新しいビジネスへの創出に繋げることができる。

また、高い専門性を有した人材が、地域に輩出されることにより、新宿区の産業の活性化に大きく寄与する。

構造改革特別区域計画

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

新宿区の全域

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドが大学の設置主体となることを認める

5 当該規制の特例措置の内容

株式会社東京リーガルマインドは、同地域において長年高度な職業専門教育を行ってきたが、さらにこれを大学と認めることで、新しいビジネスを自ら立ち上げようとする専門人材など、地域経済を担う人材を育成するという地域のニーズに応えていく。

これまで、同社は司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供していることから、専門実務を意識した高度な職業教育を行い、即戦力となる人材の育成ができると考えられる。

従って、本特例措置を適用して同社が大学を設置し、新しいビジネスを

立ち上げる人材や総合法律情報の専門家を輩出することにより、地域の新しいビジネスの発展に貢献することが期待できる。

セーフティネットについて

株式会社東京リーガルマインドは、これまでも法人税等を納めつつ大学同様の教育を、助成金等を受けずに行ってきており、経営基盤に問題は無い。また、長年に渡り、教育事業を展開しており、商法等に基づく情報開示、コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンス（企業統治）が行われている。

しかしながら、万一経営支障が生じた場合、又はおそれがあると認められる場合には、学生の募集停止、募集停止後の就学指導、他学校への編入支援など、独自のセーフティネットの案も提案されており、問題なく運営を実施できると判断するため、規制の特例措置の必要性および適合性を認める。

また、事業者が大学を設置するにあたっては、新宿区においても経営状況の把握に努めるとともに、さらに、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に備え、学生の適切な就学が維持できるよう、新宿区内部の担当を予め決めておき、近隣所在の大学等の転入学に関する情報収集、協力要請に努める。また、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、事業者との連携により、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うこととする。

構造改革特別区域計画

1 特定事業の名称

801-1、821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

新宿区の全域

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～

< 事業により実現される行為 >

校地・校舎借用による大学設置

5 当該規制の特例措置の内容

事業者が設置を希望する地域においては教育上の特段のニーズがあるが、当該地域において校地・校舎を自己所有することは困難であると認められる。

本計画を実施する地域は大学、民間企業等が集積している都心部である。この地域はキャリアアップ志向が強い人々が多いことから、専門・高度な職業能力を自ら育成したいというニーズは特に高い。このような地域に株式会社立大学を設置することによって、設置地域から地理的に近い地域の職業人に、就業時間後でも通える専門教育の機会を提供し、地域の活性化へと繋げることができる。さらにこれらの地域に大学・専門職大学院を設置することにより、その地域に勤務する研究者や異業種の実

務家との交流が生じることを期待できるほか、地域企業への労働力供給、学生にとっての、実務実習の場の提供を誘導することにも繋がる。

また、校地・校舎を自己所有することが困難な理由については、本計画の事業体である株式会社は、学校法人と違って、補助金を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固定資産税・消費税を納入し、市場原理に基づいて事業を行っているため固定資産税等の圧縮を図る必要がある。

一方、事業者から学校を設置する地域は、企業等が集積し地価の高い商業地域である。このような地域では市場原理に基づいて、事業者はオフィスビルのテナントを賃借するという形で借り受けて事業を営むのが通常である。市場原理に基づいて教育サービスを提供する株式会社が、地価の非常に高い地域において校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的にも過大なリスクを背負うことになる。このような地価が高い地域においては、施設を自己所有することよりも、教師陣や教育内容の充実に充てる方が有益である。

以上により、本計画を実施するにあたって、各事業者に自己所有の校地・校舎の取得を求めることは困難であると認める。

構造改革特別区域計画

- 1 特定事業の名称
828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
株式会社東京リーガルマインド
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の変更の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
＜事業関与主体＞
株式会社東京リーガルマインド
＜事業が行われる区域＞
新宿区の全域
＜事業の開始時期＞
平成17年4月～
＜事業により実現される行為＞
株式会社東京リーガルマインドによる運動場の代替措置を講じた大学設置
- 5 当該規制の特例措置の内容
本件特例を受けようとする株式会社東京リーガルマインドは、平成16年2月16日に文部科学大臣よりLEC東京リーガルマインド大学(以下「当該大学」と略す)の設置認可を受け、平成17年4月より新宿区内の中心市街地において大学運営が行われる予定である。
当該大学は、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺の中心市街地で運営される予定であり、キャンパス近隣に運動場を設けるスペースが存在しない。そのため、運動場はキャンパスから離れた郊外に設置せざるをえない。しかし、郊外の運動場では学生に不便をかけることとなる。
このため、代替措置として学外スポーツ施設等と提携するなどの措置を講じることとする。また本区としても、むしろ郊外に運動場を設置することよりも望ましい措置であると考えている。

なお、当該大学は「キャリア学」を専攻分野としており、「体育」等の科目を設けていないため、教育・研究に支障を生じないものと認められる。

新宿区の交通アクセスや多様な人材・産業・情報の集積、豊富な企業集積を考えると、新宿区での専門性を重視した大学設置は意義あるものである。

以上により、本計画の実施に際し、事業者に運動場の設置を求めることは困難であり、また運動場の設置を求めずとも教育・研究に支障を生じないものと認められるため、代替措置を講じることを前提に、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

構造改革特別区域計画

1 特定事業の名称

829 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所：東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

新宿区の全域

< 事業の開始時期 >

平成17年4月～

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドが空地を設けることなく、新宿区で大学の運営を行うことができる。

5 当該規制の特例措置の内容

株式会社東京リーガルマインドは、土地建物の集積が極めて高いターミナル駅近辺の中心市街地で大学の運営を行うため、大学設置基準第34条に定められている「学生の休息・その他に利用するのに適当な空地」のようなスペースを校舎外に別に確保するのは非常に困難な状況にある。

校舎内においてそのような環境が確保されていれば、それとは別に空地が確保されていなくても、学生にとって、休息、その他に利用する環境が整うと考えられる。具体的には、本特例措置を適用しても、当該大学は、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用や、別紙の運動場と同様、学外施設との提携等を行うとしており、学生が休

息その他に利用するのに適当な環境を有するので、大学の教育・研究上も支障はないものと考えられる。

また、新宿区の交通アクセスや多様な人材・産業・情報の集積、豊富な企業集積を考えると、新宿区での専門性を重視した大学設置は意義あるものである。

以上により、本計画を実施するにあたり、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。